

お知らせ

申請をお願いします



母子父子家庭などひとり親の医療費を助成

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

平成30年分の所得税が非課税で、20歳未満の児童を扶養している対象世帯の人が医療機関などで受診した際、医療費の自己負担額を助成します。

○対象者

- 離婚し、現在婚姻をしていない人
- 配偶者と死別し、現在婚姻をしていない人
- 配偶者の生死が明らかでない人
- 配偶者から遺棄されている人
- 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けることができない人
- 配偶者が精神または身体の障害により長期間労働能力を失っている人
- 配偶者が法令により長期間拘禁されているため、その扶養を受けることができない人
- 配偶者からの暴力により保護命令を受けているため、その扶養を受けることができない人

○申請に必要なもの

健康保険証(受給対象者全員分)、印鑑、受給者名義の預金通帳、附加給付証明書(健康保険組合に加入の場合)※平成31年1月2日以降に函南町に転入した人は、「マイナンバーのわかるもの」と「同意書」も必要です。

お知らせ

参加無料。お買い物のついでに健康チェックを



気軽に健康チェック 函南健康キャンペーン

問合せ／健康づくり課 (978-7100)

○日時

6月18日(火) 10時～13時

○場所

マックスバリュ函南店(間宮341)

○内容

- 血管年齢測定
- 食育クイズコーナー
- おすすめメニューの試食コーナー
- 健康・栄養相談コーナー
- 健診・検診周知グッズの配布

お知らせ

高齢者の社会参加と地域の支え合いづくり

地域で支え合い、住み慣れた場所で最期まで自分らしく暮らすために～函南町地域包括ケアシステム構築に向けた取り組み35～

問合せ／地域包括支援センター (978-1700)

3月末現在、函南町の65歳以上人口は11,783人で高齢化率は、31.24%となりました。健康長寿のためには社会参加が効果的であることから、町では自宅から歩いて行ける小さな居場所づくりを支援しています。

立ち上げに必要な人や場所、お金の相談には社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが対応し支援しています。町内にはサロンを含め37カ所の居場所が社会福祉協議会に登録されています。詳細は函南町社会福祉協議会のホームページ(<http://www.kannami-syakyu.jp/>)でご確認ください。

また、地域包括支援センターでは認知症の心配、介護の申請や入退院について、消費者被害や高齢者虐待の相談など、さまざまな相談に対応します。

本人、家族、ご近所のご相談でも秘密は守りますので安心してご利用ください。

お知らせ

更新の手続きが必要です



母子父子家庭などの医療費助成金受給者証の更新時期です

問合せ／子育て支援課 (979-8133)

現在お持ちの受給者証の有効期限は6月30日(日)です。7月からも引き続き助成を受けるには、更新の手続きが必要です。現在受給中の人には更新申請の通知を送付します。

○提出期限

6月14日(金)

○申請に必要なもの

更新申請書、現在の受給者証、健康保険証(受給対象者全員分)、印鑑、受給者名義の預金通帳

○注意事項

所得がない場合も申告が必要です。税務課へ申告をお願いします。その他追加書類が必要になることがあります。詳細は個別通知でご確認ください。

お知らせ

妊活の手助けに



不妊・不育症治療費の一部を助成します。

申込み・問合せ／健康づくり課 (978-7100)

○対象者

次の①～④すべてに該当する人

- ①不妊、不育症治療を受ける日において、1年以上前から函南町に住居登録のある人
- ②夫婦二人とも健康保険に加入している人
- ③夫婦間に子どもが1人またはいない人
- ④他の地方公共団体から助成を受けていない人(静岡県特定不妊治療費補助を除く)

○対象の治療

4月1日以降に実施した不妊・不育症治療費

○助成内容

1年度あたり10万円を上限に、不妊・不育症治療に要した費用の2分の1以内(助成期間は通算5年間)

※人工授精は、治療分の10分の7以内で1年度あたり63,000円まで

○申込み

令和2年3月31日(火)までに申請書に必要な事項を記入し、健康づくり課窓口でお申し込みください。申請書は、健康づくり課窓口で配架するほか、町ホームページからダウンロードすることができます。申請時の持ち物はお問い合わせいただく町ホームページでご確認ください。

○注意事項

- 継続して助成を希望する場合も年度ごとに申し込みが必要です。
- 4月1日から申請書の様式を変更しています。以前の申請書では申請できないのでご注意ください。

○その他

県特定不妊治療費補助制度に該当する人は県制度の利用を優先しますので、町の制度とあわせて助成を希望する場合は事前にご相談ください。

お知らせ

抗体検査を受診しましょう



風しん抗体検査および第5期予防接種

申込み・問合せ／健康づくり課 (978-7100)

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性は風しん抗体検査・予防接種を無料で受けられます。

現在、風しん感染者が全国的に拡大しています。風しん予防接種は、予防接種法に基づき公的に行われています。しかし、公的な接種を受ける機会がなかった下記対象者に令和4年3月31日までの3年間、段階的に無料クーポンを配布します。

○対象者(無料クーポン配布時期)

- ①昭和47年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性(5月下旬)
- ②昭和37年4月2日～昭和47年4月1日に生まれた男性(令和2年度※時期未定。ただし令和元年度中に希望される場合は、健康づくり課までお問い合わせください)

○抗体検査の受診方法

- ①～③のいずれかの方法で受診してください。
- ① 全国医療機関で受診
- ② 特定健診と一緒に受診(国民健康保険加入者のみ)
- ③ 事業所健診と一緒に受診(事業所健診で抗体検査を実施するかは、勤務先に確認してください)

○予防接種の受診方法

抗体検査実施後、抗体価が低かった人のみ全国医療機関で受けられます(要予約)。医療機関については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)で「風疹の追加的対策について」を参照してください。

○抗体検査・予防接種受診時の持ち物

クーポン券、本人確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなど)、風しん抗体検査結果表(予防接種受診時のみ)